

令和8年度 太田一附属中学校 学校生活の約束・確認事項

茨城県立太田第一高等学校附属中学校

1 学習について

- (1) 休み時間には次の授業の準備をし、チャイムで学習活動が始められるようにする。
- (2) 授業の開始と終了は、代表生徒の号令で、起立、礼、着席を行う。
- (3) 家庭学習（予習・復習等）の習慣化を図る。
 - 登校後、学習用具を机の中に整理する。
 - 授業中、机の上には不要なものは置かない。
 - 学習に必要な物は持ち込まない。
 - Chromebook は家で充電して毎日持ってくる。
 - 授業担当者の指示に従い、家庭学習で必要な学習用具は持ち帰る。

2 登下校について

- (1) 届け出た通学路と通学方法で、交通ルールを守り安全に登校する。
- (2) 8:20までに準備を整えた状態で着席を完了する。
- (3) 原則として制服で登下校する。ただし、休日の部活動についてはジャージでの登下校を可能とする。
- (4) 下校時刻の厳守を心がける。

	部活終了時刻	下校完了時刻
通年	17:45	18:00

※終了時刻については、各部の活動によるものとする。

- ・送迎時間の都合で、18時を超えるときは、必ず担任または教職員に報告すること。
 - ・水郡線通学の生徒は、原則として常陸太田駅発18時台の列車に乗れるようにする。(18:27発)
- ※スクールバスでの通学生徒は、最終便が学校17:40発なので遅れないように注意する。

- (5) 下校時は寄り道をせずに帰宅する。
- (6) 自転車通学は、通学距離が原則2km程度以上の場合を目安とし、許可願^{ねがひ}を出す。自宅から最寄り^{もよ}り駅までの自転車利用、常陸太田駅からについても同様とする。
 - ① 通学時はヘルメットを必ず着用する。駐輪場内は自転車を押して歩く。
 - ② 安全のため、サドルの高さは、またいで両足のつま先がつく高さに調整する。
 - ③ 雨天時は、雨具を着用し、傘をさして運転しない。
 - ④ 雨天時、極寒^{ごくかん}時にジャージ・防寒着での登校を可とする。その場合は登校後、制服に着替える。
 - ⑤ 駐輪場で必ず自転車の鍵^{かぎ}をかけるなど、盗難防止に努める。
 - ⑥ 自転車の改造は禁止とする。
- (7) 鉄道やバス通学者は車内でのマナーに注意する。

3 服装・頭髪について

(1) 服装について

- ① 原則、授業は制服で受ける。
- ② 制服については、原則として以下の通りとする。
 - ・冬服は学校指定のブレザー、スカートまたはスラックス、ニットベスト、リボンまたはネクタイを着用する。
 - ・夏服は学校指定のシャツ、スカートまたはスラックス、ニットベストやセーター（紺・白校章入）を着用する場合も学校指定のものとする。 Poloシャツの着用も可とする。
 - ・スラックスを着用する場合にはベルトを使用する。
 - ・スカートの長さは、^{ひざ}膝が隠れる長さとする。
- ③ 制服の衣替えは、6月1日および10月1日の前後3週間とする。
- ④ 靴下はくるぶしが隠れる長さのものとし、タイツについては黒とする。
- ⑤ 体操服は学校指定のものとする。
- ⑥ 通学用靴は、運動靴もしくは革靴とする。
- ⑦ 通学用^{かばん}鞆は学校指定のリュックとする。
- ⑧ コート、マフラー、ネックウォーマー、手袋等を使用してよいが、教室内では使用しない。防寒具については、華美な色・デザインは避けること。

(2) 頭髪について

- ① 清潔感ある頭髪を心がけ、パーマ、染色、脱色、その他の加工は禁止する。
- ② 前髪は目にかからないようにし、髪が長い場合はゴムやピン等で束ねる。ゴムやピン等の色は黒・紺・茶・白とする。

4 その他

- (1) 学校に多額の金銭は持ってこない。^{しよび}諸費を持参した場合は、朝のうちに担当職員に手渡す。
- (2) 金銭の貸し借りは少額であっても絶対にしない。
- (3) 保護者の判断で、水筒（水・麦茶・緑茶・スポーツドリンク）を持参してもよい。
- (4) 放課後は自販機を使用してもよい。

(付則)

- 1、令和4年3月11日一部改訂
- 2、令和5年3月31日一部改訂
- 3、令和8年3月31日一部改訂